

島根県立大学自己点検・評価委員会規程

平成19年4月1日

島根県立大学規程第10号

(目的)

第1条 この規程は、島根県立大学学則第53条第2項並びに島根県立大学大学院学則第22条及び島根県立大学別科学則第15条において準用する島根県立大学学則第53条第2項に規定する自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学長代行
- (3) 副学長
- (4) 学部長、研究科長及び別科長
- (5) 事務局長、教育研究支援部長及び事務部長

2 学長は、必要があると認めるときは、前項以外の者を委員会のオブザーバーとして出席させ、説明を求めることができる。ただし、オブザーバーは議決に加わることはできない。

(所掌)

第3条 委員会は、本学の教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況等について継続的に点検・評価し、質の保証を行うとともに、絶えず改善・向上に取り組むため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針及び実施計画等の策定に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること（第8条に規定する実施委員会の所掌する事項を除く。）
- (3) 自己点検・評価の結果等を踏まえた改善に関すること
- (4) 自己点検・評価に関する報告書の作成及び公表に関すること
- (5) その他学長が諮問した事項

2 自己点検・評価の報告書の作成及び公表にあたっては、組織規則第8条に規定する島根県立大学教育研究評議会の議を経るものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委員会の招集及び議長)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会を召集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(職員の出席)

第7条 議長は、委員会の構成員以外の本学の職員を委員会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(実施委員会)

第8条 委員会に、各学部、各学科、別科、各研究科、指定委員会及び事務局のそれぞれに係る自己点検・評価を実施させるため、キャンパスごとの実施委員会を置く。

2 実施委員会に主査を置き、各キャンパスの副学長をもって充てる。

3 実施委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 副学長（主査）

(2) 学部長、研究科長及び別科長

(3) 学科長

(4) コース長

(5) 学生生活部長及び教務部長

(6) 指定委員会（公立大学法人島根県立大学組織規則（以下「組織規則」という。）第32条に規定するものをいう。以下同じ。）の委員長

(7) 教育研究支援部長または各キャンパスの事務部長

4 主査は、前項のほか、委員会の議を経て主査が指名する本学職員を委員に加えることができる。

5 主査は、実施委員会の会務を総理する。

(事務)

第9条 委員会及び実施委員会の事務は、事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年12月1日から施行する。